

「平成28年度志摩市スポーツ観光推進事業補助金」募集要項

平成28年7月25日

志摩市 観光商工課

1. 趣旨

志摩市スポーツ観光推進事業補助金は、「志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付要綱（平成28年志摩市告示第117号）」に基づき、スポーツを活用した観光振興を推進し、市民自らが誇れる観光のまちづくりを実現することを目的に、誘客効果が期待され、かつ、将来的な自立性が見込めるスポーツ関連事業について、市がその事業費の一部を補助するものである。

2. 募集概要について

（1）補助の内容

補助金額は補助対象事業の実施に必要な経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）の額とし、500万円を上限とする。

（2）補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業を補助の対象とする。

- ① 市内で実施する事業
- ② 平成28年9月から平成29年3月までの期間に実施する事業
- ③ 志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付要綱（平成28年志摩市告示第117号）に定める事業計画書が提出された事業
- ④ 政治活動及び宗教活動を目的としない事業
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない事業
- ⑥ 市、市の外郭団体、国や他の地方自治体で実施している財政的支援制度の対象となっていない事業
- ⑦ 上記①～⑥の要件のほか、法令等に違反しない事業

（3）応募できる団体

次に掲げる要件を全て満たす団体が応募できる。

- ① 会則又は定款を有している団体であること。
- ② 政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。
- ③ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと

（4）補助の対象経費

次に掲げる補助対象事業の実施に必要な経費を、補助の対象とする。

費 目	内 容
報 償 費	審判等の活動協力者への謝金・謝礼 (1回1人10万円以上の高額な報償費や主催関係者の人件費は不可)
旅 費	審判等の活動協力者に係る交通費や宿泊費の実費
消 耗 品 費	事業実施に必要な資料、活動資料、啓発・周知等の用紙代、材料代等
食 糧 費	事業を実施するために必要不可欠と認められる食材料代（打ち合わせや大会時における主催関係者の弁当代、茶菓は補助対象外）

燃 料 費	事業実施に必要な燃料
印刷製本費	事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレットなどのコピーや印刷、写真のプリント代等
通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金
保 險 料	事業実施に必要な行事保険・審判等の活動協力者が加入する損害賠償保険等
委 託 料	警備委託料等
手 数 料	銀行振り込み手数料、クリーニング代等
使 用 料	会場使用料、音響機器使用料、その他機器のレンタル料
そ の 他	市長が特に必要と認めたもの

なお、次に掲げる経費については補助の対象外とする。

・ 団体の経常的な活動に要する経費（例えば事務所等の管理費等）
・ 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
・ 備品、記念品及び商品券等の金券の購入代金
・ 家賃（敷金、礼金も含む）
・ 土地の取得、造成、補償にかかる経費
・ 他の事業を行っている場合、それらの事業との共通する経費
・ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
・ 参加者の材料代
・ その他、事業に直接かかわらない経費、社会通念上適切でない経費

（５）募集期間

平成28年7月25日（月）～平成28年8月26日（金）

※志摩市役所観光商工課へ提出又は郵送（平成28年8月26日17:15必着）

（６）提出書類

① 事業計画書（平成28年志摩市告示第117号別記様式）

※「１．事業要項」A4用紙１枚に収めるものとする。

「２．運営体制」A4用紙１枚に収めるものとする。

「３．事業概要」①～⑤、⑥、⑦～⑧をそれぞれA4用紙１枚に収めるものとする。

② 事業収支計画書（任意様式）

③ 団体の定款・会則及び名簿（任意様式）

④ 前年度の実績報告及び決算書（実施しているものに限る）

３．事前審査について

（１）事前審査の方法

事前審査については、事業計画書の内容審査及びヒアリング審査を実施する。

(2) 評価基準

事業計画書の内容審査にかかる評価基準は、次に掲げるとおりとする。

	評価項目	評価基準	配点
1	事業の目的	・ 事業の目的が想定される効果によって達成されると判断できるか ・ 想定されるターゲットが事業の背景を踏まえていると判断できるか	20点
2	実施（運営）体制	・ スタッフの数は事業概要に記載された内容を実施するのに十分と判断できるか ・ 具体的な地域との連携があり、内容が効果的な連携だと判断できるか	20点
3	事業概要	・ 集客の方法と参加者数の見込みは整合性があると判断できるか ・ 事業内容に魅力が感じられるか ・ スケジュールに無理がなく確実な実施が期待できるか ・ 具体的な目標が設定されているか ・ 将来的な自立に向けた展望が具体的に想定されているか	50点
4	その他	・ 自由記載の内容に伴う加点	10点

ヒアリング審査にかかる評価基準は、次に掲げるとおりとする。

	評価項目	評価基準	配点
1	対象者の対応	・ 自信をもって落ち着いて説明しているか ・ わかりやすい丁寧な説明を意識しているか	15点
2	対象者の意欲	・ 本気で事業をやりたいという想いが伝わってくるか	15点
3	対象者の事業に関する理解度	・ さまざまな質問にスムーズに回答することができるか	20点

4. 事前審査後について

事前審査後の補助金の交付に関する手続きについては、志摩市補助金等交付規則の定めるところによる。

5. 提出先・問い合わせ先

志摩市 産業振興部 観光商工課 担当：枡屋

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

電話：0599-44-0005 FAX：0599-44-5262

メールアドレス：kankoshoko@city.shima.lg.jp